

花巻労働基準監督署からのお知らせ

◆ 労働災害発生状況 令和 8 年（4 月末現在速報値）

	令和7年	令和8年	増減(人)	増減(%)	コメント
全産業	104	①119	+15	+14.4	全体の49%は「転倒」(58件) 転倒は昨年比+11件
製造業	20	35	+15	+75.0	「転倒」「高温・低温の物との接触」「動作の反動・無理な動作」の予防が必要
建設業	17	9	-8	-47.1	「転倒」「高さ2m未満からの墜落」の予防が必要
運送業	17	①17	±0		「高さ2m未満からの墜落」の予防が必要
農林業	2	2	±0		「激突され」「切れ、こすれ」の予防が必要
商業	23	22	-1	-4.3	「転倒」の予防が必要
社会福祉施設	2	13	+11	+550.0	「転倒」の予防が必要
接客娯楽業	6	4	-2	-33.3	「転倒」の予防が必要
ビルメン業	8	2	-6	-75.0	「転倒」の予防が必要

令和8年4月までに提出された労働者死傷病報告集計。○内は死亡災害で内数。新型コロナウイルス感染症を除く。

◆ 第 99 回全国安全週間が始まります！

準備期間 6月1日(月)～6月30日(火)
本週間 7月1日(水)～7月7日(火)

安全週間に当たり、次の取組をお願いします。

安全決意宣言

ZERO 災の日

安全パトロール

リスクアセスメント

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

働く人の今すぐ使える 熱中症ガイド

WSPC 値(暑さ指数)を把握し、対策を取ろう!

花巻労働基準監督署・管内労働災害防止連絡会議

◆ 「エイジフレンドリー補助金」のご案内



厚生労働省
ホームページ

令和 8 年度の補助金受付が始まりました！

申請受付期間 令和 8 年 5 月 20 日～10 月 31 日

熱中症対策にも使えます！

医療保険者と事業者が連携して行う健康対策に活用できます！

詳しくは、[リーフレット](#)、[ホームページ](#) をご覧ください。



中小企業事業者の皆さまへ

「令和 8 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します
■ 高齢労働者の雇用拡大や育成、転職の計画を支援の上、効果が見込めるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
■ 申請の前に、必ずリーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。

補助金申請受付期間 令和 8 年 5 月 20 日(水)～10 月 31 日(土)
ただし、専門家組合対策コースの第 1 段階の申請期間は 8 月 31 日(月)
【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付も申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は 5 ページの【参考】を参照)。
・1 年以上事業を継続していること
・設備を備え、自社の労務管理に活用可能な高齢労働者(60歳以上)が 1 人以上雇用していること

■ 専門家組合対策コース(職場環境改善・運動指導等)以下の第 1 段階と第 2 段階に分かれた申請となります。

<p>第 1 段階 A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施</p> <p>【補助対象】 労働安全衛生に係る外部専門家による、高齢労働者の雇用拡大や育成、転職の計画を支援し、リスクアセスメントを受け取るに当たって必要経費 補助率：4/5 上限額：100万円 (※申請期間中継続費)</p> <p>※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者にリスクアセスメントを実施する場合は、第 2 段階の申請を行うことも可能です(※その場合は第 1 段階の申請は不要です)。</p> <p>※1 段階の申請期間は、令和 8 年 8 月 31 日までとなります(※ただし、1 回限りです)。</p>	<p>第 2 段階 B. リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能低下を予防するための設備改善、設備の導入その他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)</p> <p>【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能低下を予防するための設備改善、設備の導入その他の労働災害防止対策に関する経費(対象の高齢労働者(役員、派遣労働者を含む)が補助対象に係る業務に就いていること)。 補助率：1/2 上限額：100万円(A、C の期間補助金を含む)(※継続費を除く)</p> <p>第 3 段階 C. リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を対象とした労働者の取組防止・腰痛予防のための健康指導等の実施</p> <p>【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒・腰痛を防止するための、専門家等による身体機能チェック及び健康指導を実施する経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に関する経費に限りません)。 補助率：1/2 上限額：100万円(A、B の期間補助金を含む)(※継続費を除く)</p>
---	---

■ 熱中症対策コース(補助率：1/2 上限額 100万円(継続費を除く))
【補助対象】
暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を予防設備・設備の導入に関する経費

■ コラボヘルスコース(補助率：3/4 上限額 30万円(継続費を除く))
【補助対象】
コラボヘルス等の労働者の健康保持推進のための設備(健康へ継続的指導のツール提供等)に関する経費